



発行  
東京都

目次

98

公 告

○監査の結果に基づき知事等が講じた措置の公表  
.....(東京都監査委員)..... 一

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和2年工事監査、令和元年財政援助団体等監査、令和2年定例監査、令和2年工事監査、令和2年度公営企業各会計決算審査及び令和2年度各会計歳入歳出決算審査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年12月24日

- 東京都監査委員 山田 ひろし
- 東京都監査委員 中山 信行
- 東京都監査委員 中 山 之雄
- 東京都監査委員 茂 垣 雄
- 東京都監査委員 岩 田 喜美枝
- 東京都監査委員 松 本 正一郎

第1 措置の概要

東京都監査委員は、各種監査等で指摘又は意見・要望した事項について、監査後、指摘等を受けた知事等関係機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じた措置内容の通知を受けている。

令和3年監査結果に基づき知事等が講じた措置（第2回）は、知事等関係機関が令和3年4月から同年10月までに講じた措置内容について取りまとめられたものであり、措置状況は表1及び表2のとおりである。

今回は、措置対象342件から前回までに措置済みとなっている296件を差し引いた46件のうち、32件（指摘：22件、意見・要望：10件）が改善された。残る14件については、改善中である。

また、今回措置済みとなった案件の措置区分別件数（措置区分が複数含まれる案件について該当する措置区分を全て計1）は、表3のとおりである。

会計処理の是正など、是正・改善措置29件、研修等の実施など、再発防止の取組46件、合計75件の改善措置が講じられた。

改善措置としては、次のようなものがある。

- ・ 活動内容の見直しを踏まえた要綱等の改正
- ・ 実態に即した舗装管理図の整備など、マニュアル等の整備

当報告書に記載されている事例を参考に、全庁共通して発生し得る課題や、繰り返し起こり得る問題点について、局横断的に再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等関係機関が講じた措置内容を公表することにより、都事業に対する都民の理解促進に寄与することができれば幸いである。

(表1) 措置状況

監査実施年	監査種別	監査実施期間	結果内訳		措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中 A-(B+C)
			指摘	意見・要望				
平成30年	行政監査 (公の施設の指定管理について)	平成30.1.10	111	110	1	1	0	1
		平成30.8.30	4	4	—	0	—	0
		平成30.7.17	115	114	—	1	—	—
令和元年	財政援助団体等監査	平成31.1.31	29	28	—	1	—	—
		令和2.1.11	27	26	—	1	—	0
		令和2.1.16	28	27	—	1	—	0
令和2年	工事監査	令和2.1.9	44	44	—	0	—	0
		令和2.1.28	2	1	—	1	—	0
		令和2.1.30	46	45	—	1	—	0
令和3年	公営企業各会計 決算審査	令和2.6.1	1	—	—	—	—	1
		令和2.9.8	—	—	—	—	—	—
		令和3.6.1	2	—	—	—	—	2
令和3年	公営企業各会計 決算審査	令和3.7.9	4	—	—	—	—	4
		令和3.9.7	18	—	—	—	—	18
		令和3.9.7	—	—	—	—	—	—
合計	合計	指摘	291	257	22	12	2	14
		意見・要望	51	39	10	2	—	—
		計	342	296	32	14	—	—

(単位：件)

(表2) 各実施年の監査の改善率

監査実施年	結果内訳	措置件数 A	措置済 B	今回 措置対象 C	今回通知 D	改善率 (B+D)/A×100	改善中 C-D
平成30年	指摘	232	231	1	—	99.6	1
	意見・要望	37	36	1	—	97.3	1
令和元年	指摘	160	159	2	—	99.3	2
	意見・要望	15	14	1	—	100	0
令和2年	指摘	175	173	2	2	100	0
	意見・要望	111	99	12	5	93.7	7
令和3年(注)	指摘	13	5	8	8	100	0
	意見・要望	124	104	20	13	94.4	7
令和3年(注)	指摘	20	—	20	16	80	4
	意見・要望	2	—	2	1	50	1
合計		22	—	22	17	77.3	5

(単位：件、%)

(注) 令和3年実施監査のうち、令和2年度公営企業各会計決算審査及び令和2年度各会計歳入歳出決算審査を集計

(表3) 監査種別ごとの措置区分別件数

(単位：件)

監査種別 措置区分	令和元年			令和2年		令和3年		計
	工事	財援	定例	工事	公営企業 会計審査	各 会 計 出 入 簿 審査		
1 是正・改善措置	ア 返還・戻入等	—	—	—	—	—	—	0
	イ 財産・物品管理	—	—	1	—	—	—	1
	ウ 会計処理	—	—	—	—	—	14	14
	エ 事務処理等	1	1	4	4	—	—	10
	小計	1	1	5	4	—	14	25
2 再発防止の取組	ア 要綱等の制定・改正	—	—	1	—	—	—	1
	イ 契約・仕様等の見直し	—	—	—	—	—	—	0
	ウ ルール・体制の構築	1	—	1	1	—	—	2
	エ 研修等の実施	—	—	—	—	1	—	1
	小計	1	—	1	1	1	—	4
合計	3	1	3	8	5	1	16	32

(注1) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

(注2) 上段(網掛けあり)：措置区分のうち上段のものをついで選定した場合の数値

下段(網掛けなし)：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	主な事項
1 是正・改善措置	
ア 返還・戻入等	過入交付した補助金、過入支出した契約代金等が返還されたもの 都税、使用料等の債権を追加徴収したもの
イ 財産・物品管理	土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占用・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの 決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調査への記載誤りを修正したもの 調定登録されていたなかった歳入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って歳出処理したものを是正したもの
ウ 会計処理	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したものの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
エ 事務処理等	
2 再発防止の取組	
ア 要綱等の制定・改正	要綱、指針、基準等を新たに制定・改正したもの
イ 契約・仕様等の見直し	関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したものの 特記仕様書等への記載事項を見直したものの 報告書等の様式を改めたもの
ウ ルール・体制の構築	事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したものの 委員会、プロジェクトチーム等を新たに設置したものの 情報共有・チェック機能を強化したものの 関係職員に対し研修を実施したものの 関係職員を既存の研修に参加させたものの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起した もの
エ 研修等の実施	

1 主な措置事例

各消防署において災害時支援ボランティアの現況を調査し、活動内容の見直しを行うことで、ボランティアの実効性を担保するよう改善を図ったもの

p.16 東京消防庁 No.4 (令和2年定例監査)

措置の概要

東京消防庁は、震災等の大規模災害発生時において、消防活動に自ら進んで無償で支援する意思のある者を東京消防庁災害時支援ボランティアとして登録し、育成等を行っている。

当該ボランティア登録者の更新状況等を見たところ、多くの消防署において、登録証の有効期限が満了したにもかかわらず更新又は返納の手続がなされていない者、ボランティアの講習・訓練等の活動実績がない者が多数認められた。

そこで、現況を調査するとともに、各消防署を適切に指導するよう求めた。

措置の概要

庁は、各消防署においてボランティア登録証の更新状況及び活動実績の現況調査を実施し、登録者に対し更新の意思確認を行った。なお、「東京消防庁災害時支援ボランティアのあり方検討委員会及び同幹事会」を設置し、災害の多様化等ボランティアを取り巻く環境の変化及び庁が求める活動内容を踏まえ、消防署での給食支援や救護所設営支援等の後方支援活動に重点を置いた活動内容に見直しなど、制度全般の見直しを行うことでボランティアの実効性を担保した。

災害時における都営地下鉄利用者の一時保護対策について見直しを行うことで、災害発生時に即応できる態勢整備に取り組んだもの

p.21 交通局 No.10 (令和2年定例監査)

意見・要望の概要

交通局は、大規模地震等の災害発生時に地下鉄駅構内において、利用者を一時的に保護するために必要な災害対策用備蓄品を、局が管理する都営地下鉄全101駅に配備している。

大規模災害発生時における局の都営地下鉄利用者の一時保護対策が、迅速かつ有効に行えるか確認したところ、停電時等の対応や一時保護対策に係る訓練等について、取組が不十分である点が認められた。

そこで、災害時における都営地下鉄利用者の一時保護対策について検証を重ね、災害発生時に即応できる態勢をより強固に整えるよう検討を求めた。

措置の概要

局は、停電時等の対応について、停電等により駅施設に留まることが危険と判断される場合の手順等を各駅務管区の「異常時対応マニュアル」に追記した。また、一時保護対策に係る訓練について、「一時保護対策訓練(標準手順書)」を策定するとともに、本手順書を活用した訓練を今年度の白衛消防訓練にあわせて全駅にて実施するよう求めるなど、災害発生時の即応態勢の整備を図った。

斜面の落石を防ぐロープ状工の施工・品質管理基準について明確化するとともに基準書等の見直しを行ったもの

p.23 産業労働局 No.12 (令和2年工事監査)

意見・要望の概要

産業労働局は、林内の転石や亀裂を含む岩塊の落石を防止するため、2件の契約により、ロープ状工(注)等の落石防止対策を行っている。

このうち、各契約のロープ状工の施工計画書に記載された施工・品質管理項目について見ると、統一が図られていない点が認められた。これは、各契約で異なる製造会社のロープ状工材料を採用しており、各製造会社独自の施工・品質管理基準を適用して施工したためである。

そこで、ロープ状工の施工・品質管理の基準化について検討を求めた。

(注) 落石の要因となる斜面の浮石・転石をワイヤロープと各ワイヤ交点に配したアンカーとで押さえつけることにより、浮石・転石の滑動を抑制し落石を防ぐ工法

措置の概要

局は、各製造会社への管理項目の調査結果及び庁内調整結果を踏まえ、主要品質管理項目については基準を統一し、基準書等の改定を行った。

各市場の利用状況に応じた舗装管理図を整備することで、実態に即した合理的な舗装の維持・補修工事が可能となったもの

p.23 中央卸売市場 No.13 (令和2年工事監査)

意見・要望の概要

中央卸売市場は、工事請負契約により各市場の傷んだ舗装の補修を行っている。

市場外構工事設計要領(構内舗装・排水等編)では、舗装構成(注)の設計に当たっては、その目的に照らした上で、それぞれの現場の状況に応じ、施工性、経済性、維持管理等についても十分配慮することとしている。

しかしながら、豊洲市場以外の10市場において、30年以上前のしゅん工図を用いた舗装構成としていたり、しゅん工図及び舗装構成が不明であったりするなど、要領に沿っていない舗装構成が認められた。

そこで、各市場の利用状況に応じた舗装管理図の整備について検討を求めた。

(注) 舗装に使用するアスファルト混合物や砕石などの各材料を必要な厚さに設定し、組み合わせること。

措置の概要

市場は、しゅん工図や交通量調査を基に、路床土の強さを表す設計CBR、交通量区分、現況の舗装構成など、舗装の設計に必要な情報を1つに集約した舗装管理図を各市場で作成した。また、舗装構成を舗装管理図に記載することで、担当者によって設計に差異が生じないよう、方針の統一化を図っていくことについて関係者に周知した。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表4 (監査種別) 及び表5 (指摘区分別) のとおりであり、表4及び表5の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表4、表5及び個別の概要にある「措置区分」は、5ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものは◎を、その他、該当するものには○を付けている。

また、措置区分が2 (再発防止の取組) のみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

(表4) 措置通知一覧 (監査種別)

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		頁
			1	2	
<b>令和元年工事監査</b>					
<b>【指摘事項】</b>					
1	建設局	施設管理上の安全対策を適正に行うべきもの		◎	12
<b>令和元年財政援助団体等監査</b>					
<b>【意見・要望事項】</b>					
2	等号子 *公益財団法人 東京回遊交通 振興推進部(長生センター)	基本財産の運用に係るリスク管理及び財務諸表における信頼性等について		◎	13
<b>令和2年定例監査</b>					
<b>【指摘事項】</b>					
3	中央卸売市場	米収量の積算管理を適切に行うべきもの		◎	14
4	東京消防庁	災害時支援ボランテアの現況を把握するとともに、実効性を担保するよう適切に指導すべきもの		◎	16
5	交通局	自動車営業が管理委託の適正かつ効率的な業務遂行を確保すべきもの		◎	17
6	交通局	地下鉄駅構内の防災設備に係る維持管理を適切に行うべきもの		◎	18
<b>【意見・要望事項】</b>					
7	財務局	若年層の公有財産数値に係る取得単価について		◎	19
8	財務局	公有財産の価格等の公表について		◎	20
9	中央卸売市場	総合卸売方式による整備委託業務の性能要件の確保状況の適切な確認について		◎	20
10	交通局	災害時における都営地下鉄利用者への一時保護対策について		◎	21
<b>令和2年工事監査</b>					
<b>【指摘事項】</b>					
11	水道局	鉄筋交差に用いる補強材の施工管理を適切に行うべきもの		◎	22

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		頁
			1	2	
<b>【意見・要望事項】</b>					
12	廃棄物焼却	ロープ状の施工・出賃管理の標準化について		◎	23
13	中央卸売市場	市場内の舗装管理関係の整備について		◎	23
14	水道局	線内前線構成の標準化について		◎	24
15	下水道局	預貯金簿における取具上の標準化等について		◎	24
<b>令和2年度公営企業各会計決算審査</b>					
<b>【意見・要望事項】</b>					
16	水道局	業務活動によるエネルギー・フローについて		◎	25

<b>令和2年度各会計歳入歳出決算審査</b>					
<b>【指摘事項】</b>					
番号	対象局 (団体)	事項	1	2	頁
17	総務局	物品が過入登録となっているもの		◎	26
18	生活文化局	債権が計上漏れとなっているもの		◎	26
19	オリンピック・パラリンピック 準備局	土地建物等の測定額及び収入済額が過入計上並びに在庫買付料の測定額及び収入済額が過入計上となっているもの		◎	27
20	都庁整備局	商標権が登録漏れとなっているもの		◎	27
21	築地局	物品が登録漏れとなっているもの		◎	27
22	築地局	債権が過入計上となっているもの		◎	27
23	福祉保健局	還付金済額及び収入済額が過入計上となっているもの		◎	28
24	福祉保健局	債権が過入計上となっているもの		◎	28
25	産業労働局	測定額及び収入済額が過入計上となっているもの		◎	28
26	産業労働局	出賃による権利が登録漏れとなっているもの		◎	29
27	建設局	1.地家賃登録漏れとなっているもの		◎	29
28	建設局	建築物が過入登録となっているもの		◎	30
29	建設局	物品が過入登録及び登録漏れとなっているもの		◎	31
30	港湾局	物品が登録漏れとなっているもの		◎	31
31	東京消防庁	物品が過入登録となっているもの		◎	31
32	数子庁	測定額・収入済額及び還付金済額が過入計上となっているもの		◎	32

(表5) 措置通知一覧(指地区別)

番号	対象局(団体)	監査種別	事項	措置区分		頁
				1	2	
<b>【会計処理(歳入・収入)】</b>						
19	オリエンティック・パビリオンピア事務局	2決算	土地建物の測定額及び収入済額が過大計上並びに建物賃貸料の測定額及び収入済額が過小計上となっているもの			27
23	福祉保健局	2決算	運付未済額及び収入未済額が過大計上となっているもの	◎		28
25	遊業労働局	2決算	測定額及び収入未済額が過大計上となっているもの		◎	28
32	教育庁	2決算	測定額、収入未済額及び運付未済額が過大計上となっているもの		◎	32
<b>【債権管理】</b>						
3	中央卸売市場	2定例	未収金の債権管理を適切に行うべきもの		◎	14
<b>【契約(仕様・積算)】</b>						
9	中央卸売市場	2定例	総合評価方式による契約委託業務の仕様要件の確保状況の通知が確認について		◎	20
<b>【契約(その他)】</b>						
5	交通局	2定例	自動車等業務管理委託の適正かつ別率的な業務遂行を確保すべきもの		◎	17
<b>【財産管理】</b>						
2	警視庁(公益財団法人暴力団追放推進市民センター)	1財産	基本財産の運用に係るリスク管理及び財務諸表における情報開示について	◎	◎	13
7	建設局	2定例	著作権の公有財産登録に係る取付事由について		◎	19
8	財務局	2定例	公有財産の価格等の公表について		◎	20
17	総務局	2決算	物品が過入登録となっているもの	◎		26
18	生活文化局	2決算	債権が引上撤れとなっているもの	◎		26
20	都市整備局	2決算	所有権が登録撤れとなっているもの	◎		27
21	環境局	2決算	物品が登録撤れとなっているもの	◎		27
22	建設局	2決算	債権が過入引上となっているもの	◎		27
24	福祉保健局	2決算	債権が過入引上となっているもの	◎		28
26	遊業労働局	2決算	引上による権利が登録撤れとなっているもの		◎	29
27	建設局	2決算	土地が登録撤れとなっているもの		◎	29
28	建設局	2決算	建物が過入登録となっているもの	◎		30
29	建設局	2決算	物品が過入登録及び登録撤れとなっているもの	◎		31
30	遊業労働局	2決算	物品が登録撤れとなっているもの	◎		31
31	東京消防庁	2決算	物品が過入登録となっているもの	◎		31
<b>【設計】</b>						
1	建設局	1工事	施設管理上の安全対策を適正に行うべきもの		◎	12
14	水辺局	2工事	場内舗装工事の標準化について		◎	24

番号	対象局(団体)	監査種別	事項	措置区分		頁
				1	2	
<b>【施工】</b>						
11	水辺局	2工事	斜め仮設に用いる補強材の施工管理を適切に行うべきもの		◎	22
12	遊業労働局	2工事	ロープ状上の施工・品質管理の標準化について		◎	23
<b>【その他】</b>						
4	東京消防庁	2定例	災害時支援センターの開設を要するともに、災害時支援センターの開設に関する要請事項の届出に関する取付事由について	◎		16
6	交通局	2定例	地下鉄駅構内の防災設備に係る維持管理を適切に行うべきもの	◎		18
10	交通局	2定例	災害時における都営地下鉄利用者への一時保護対策について		◎	21
13	中央卸売市場	2工事	市場内の舗装管理の整備について		◎	23
15	水辺局	2工事	積算基準における改良土の土質改良率について		◎	24
16	水辺局	2公決	業務活動によるキャンセル・フローについて		◎	25



〔令和2年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	指置区分			
3	中央卸売市場	未収金の債権管理を適切に行うべきもの	<p>中央卸売市場（以下「市場」といふ。）は、未収金について「東京都中央卸売市場使用料等に係る滞納整理等事務処理要領」（以下「要領」といふ。）のほか、東京都債権管理條例及び「東京都債権管理マニュアル」（平成20年7月財務局主計部・主税局徴収部）に基づき、滞納整理等の事務を行っている。</p> <p>未収金の滞納整理等について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>① 北足立市場は、未収金2件について、監査日（令和2年1月21日）現在、催告書の送付や納付指導を行っていない。</p> <p>② 豊洲市場は、築地市場の未収金を引き継いでいるが、監査日（令和2年1月17日）現在、債務者が退社した支払計画書と納付せず、支払計画の期間を超過しているにもかかわらず、新たな支払計画書の徴取等、支払計画書の記載事項を遵守していない場合ととらへべき対応を行っていない。</p> <p>③ 事業部は、催告金1件について、平成26年6月以降、平成30年3月及び令和元年11月に催告書を送付しているもの、監査日（令和2年1月27日）現在まで、債務者と直接交渉して状況確認や支払意思の確認をするなど催告金回収のための対応を行っていない。</p> <p>また、市場は、平成27年、28年及び29年定例監査において、未収金の不適切な債権管理について指摘を受け、改善措置を行っているにもかかわらず、再び本性が認められたことは、東京都債権管理マニュアル及び要領に示した債権管理の運用が市場内において依然徹底されておらず、市場の債権管理を所管する管理課の強化が必要であると言える。</p> <p>各場及び事業部は、未収金の債権管理を適切に行われたい。管理課は、市場内の各部署が未収金の債権管理について、要領等に示した運用を徹底するよう指導を強化されたい。</p>	<p>各場及び事業部は、以後、未収金の債権管理を以下のとおり適切に行っていく。</p> <p>また、管理課は、未収金の債権管理に関する指導を以下のとおり強化していく。</p> <p>① 北足立市場 債務者D おおむね半年に一度、債権者代理人に連絡を取り、支払計画書を送付し、納付書を送付している。</p> <p>令和3年9月現在、引き続き債務者代理人に連絡を取っており、支払計画書の提出を求めるとともに、納付請求を行っている。</p> <p>【1-E】 令和2年6月に法人代表者の住所に催告書を送付し、同年9月には代表者の住民票を取得した。令和3年9月現在、代表者の死亡が確認されたため、相続人の有無について情報収集予定である。</p> <p>【1-E】</p> <p>② 豊洲市場 債務者F 令和2年2月7日に支払計画書を徴取した。また、電話催告や臨店等を行いながら履行を管理し、計画額を総える納付を行っている。【1-E】</p> <p>債務者G 令和2年10月22日には支払計画書を再提出させ、計画どおりに納付を行っている。【1-E】</p> <p>債務者H 令和2年11月2日に支払計画書を徴取し、計前どおりに納付を行っている。【1-E】</p> <p>③ 事業部 令和2年3月11日、同年7月10日、令和3年1月4日、同年6月25日及び同年8月30日に債務者へ催告の電話を行った。令和3年2月3日及び同年8月5日に訪問して催告を行った。令和2年9月3日、同年12月17日、令和3年6月10日及び同年7月28日に催告書を送付した。【1-E】</p> <p>（管理課） 中央卸売市場の指導強化の取組として、全部署における債権管理強化の徹底（次頁へ繰る）</p>

（郵寄から）

査を東京項目とした中央卸売市場財務規則第1113条に基づき自己検査を令和2年11月から12月にかけて実施した。

その結果、債権管理状況については、納付指導記録表に関する不備（納付指導記録表自体が作成されていないものやその記載に不備があるもの）、債務者への催告に關する不備（直近1年以内に、現地訪問や催告等の直接交渉もしていないもの）及び支払計画書に關する不備（支払計画書と納付書の関係が一致していないにもかかわらず、1年以上支払計画書の更新を行っていないもの）が延べ25件目受け付けられた。

このため、不備があった各部署の立会人に対しては、便宜当日に口頭での注意及び指導並びに速やかな改正、改善策の策定を指示するとともに、後日文書により実施状況を報告すること、さらにも定例的に改善状況の確認を行うこととした。

その他、全部署に対しては、債権管理マニュアル及び「東京都中央卸売市場使用料等に係る滞納整理等事務処理要領」に基づいた事務処理を徹底すること、当該事務において、疑義が生じた場合は財務課会計担当に相談すること等を改めて通知した。

【2-E】

1	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ク	ケ	コ
2	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ク	ケ	コ



<p>地下鉄駅構内の防災設備に係る維持管理を行うべきもの</p>	<p>建設工務部は、都営浅草線ほか4路線に於ける防火戸・防火シャッター等の防災設備等の定期点検を行うため、契約を締結している。点検は年2回行われ、点検終了後には、設備ごとに詳細な結果報告書が提出された点検結果報告書が、受託者から当該契約の監督部署である工務事務所等に提出されている。</p> <p>令和3年11月に実施された防災設備の点検結果を見たと、修繕等を行う必要と判断した箇所が369件あるにもかかわらず、監査日(令和2年9月29日)現在、353件が修繕された。また、この中には、過去3回の点検において修繕が行っていない箇所も複数あった。結果の報告書をもとに修繕の準備を行っているが、修繕を要する防災設備への対応を速やかに行っていないことは適切でない。</p> <p>不特定多数の者が利用する地下鉄駅構内の当該防災設備が正常に機能しない状態が発生することは、ひとたび火災等の事故が発生すると重大事故につながるばかりか、局が掲げる「安全・安心を何ともしも大切にする」という経営理念にも反するものである。構内の防災設備についても、地下鉄線内においては、おとより、直ちに修繕を行うことが重要である。駅構内に設置されている、地下鉄線内を走行する列車の運行に支障を及ぼすおそれがあるため、防火設備の維持管理を適切に行わなければならない。</p>
<p>交通局</p>	<p>指摘を受けた353箇所について、令和3年6月末までに修繕を完了した。【1-1】</p> <p>本庁舎内の約3割を占めるパントリーにパントリー交換を行う設備の交換を促した。また、防犯カメラの不具合の原因の多くは、比較的有効期限が短い部品にあり、今後の部品交換を行う。【2-1】</p> <p>執行体制の強化については、防災設備の点検結果(建設工務部)と事業所(建設工務部)の情報を一元化を図る。また、令和3年3月11日から新たに事業所防災設備担当者として必要となる担当者を定め、緊急対応が必要な不具合が発生した場合、直ちに詳細調査を依頼し、本局防災設備担当者として修繕を要する。令和3年3月3日から、本局及び事業所の防災設備担当者による新たな定例会議「防災設備担当者会議」により、修繕工事の発注分担の明確化や進捗管理を行うこととした。</p> <p>また、管理職も出席する本局と事業所間の定例会議の議題に防災設備の進捗管理を追加し、情報共有と修繕の進捗確認を行った。</p> <p>なお、令和2年度の点検結果で明らかになった不具合箇所についても、防災設備担当者会議において、建設工務部と電務部連業課において、設備の状態や発災時の対応等の情報を共有していくことを確認し、修繕完了の旨を報告している。【2-1】</p>

【意見・要望事項】		対策	実施状況
番号	対象局(団体)	事項	監査結果の要約
7	交通局	著任権の公定に保る取得事由について	<p>財産運用部は、都の公有財産の取得、管理及び処分についての総合管理を所管しており、各局に対し財産管理業務について指導を行っている。</p> <p>公有財産取得を要する財産情報システムは、東京都公有財産管理システム(以下「登録システム」という。)で定められている。ところで、財産情報システムに入力される取得事由は、運用費や収入等システムにおいて費用や収入等の取得を自動的に行う(以下「自動取組」という。)のために用いられる仕組みとなる。このため、取得時に印刷製本費などの費用を要したにもかかわらず「設定受」を選択した場合、自動取組の対象となり、費用を計上する仕組みとなる。一方で、収入を計上する仕組みに加えて、同額で収入を計上する仕組みとなる。このため、一つの事例に対して同一年度内に費用と収入が同額で計上され、財務会計システムで作成する財務諸表の行政コスト計算書への計上が適切とは言えない状態に陥ることがある。</p> <p>著任権の取得事由について、部は、著作権の取得に費用を要した場合は「買入受」を、「設定受」を選択していないが、登録事由表を見取ると「買入受」は財産の買入れにより取得した場、例えれば、印刷製本費の支出により取得した場合はこれに含まれないと誤認されている可能性がある。</p> <p>そこで、令和元年度中に新規登録された著作権について見たと、取得事由の内訳は「設定受」が多くなっているが、このうち、「買入受」を選択すべきであったが「設定受」を選択してしまつた事例が少なくとも9件あることが認められた。</p> <p>取得事由が財務諸表に影響することから、取得時に「買入受」が選択されるよう、全庁的な指導とともに、登録事由表の表記を改めるなどの検討が望まれる。</p>
		購じた措置の概要	<p>取得に費用を要した無体財産権の取得事由に「買入受」が選択されるよう、登録事由表の表記を改めるなどの検討を行った。令和3年4月14日付けで各局等公有財産情報システムに連携し、取得事由の正しさを確認し、誤りを修正するよう、事例紹介を通じて周知している。また、正しさを確認した事例については、事例紹介を通じて周知している。【1-1】</p> <p>上記事例連絡での著任権取得事由登録に当たって、明瞭な実務研修において当該事例を踏まえ、登録された事例の周知に取組んでいくこととした。【2-1】</p>

<p>1</p> <p>ア イ ウ エ</p> <p>2</p> <p>ア イ ウ エ</p>	<p>6</p> <p>交通局</p>
---	---------------------

<p>8</p> <p>財務局</p> <p>公有財産の価格等の公表について</p>	<p>財務局は、毎年6月及び12月に公有財産の価格等について東京都公報別冊「財政のあらまし」により公表している。令和2年6月の公表内容を見ると、一部適用事業用財産及び全部通用事業用財産等の種類ごとに、令和2年3月末日現在の公有財産の価格等(一部適用事業用財産を除く)を記載した公有財産の長から令和2年3月末日現在の公有財産及び建物等の価格等を記載した公有財産を抽出し、令和2(2020)年6月1日第8表を作成している。</p> <p>一方、地方公営企業の管理に、毎年事業年度終了後2月以内に決算を纏整し、土地及び建物等の価格が登載されている貸借対照表等の書類(以下「決算書」という。)を当該地方公共団体の長に提出することとされている。</p> <p>令和2年3月末日現在の土地及び建物等の価格について、決算書と調書等を突き合わせたところ、一部適用事業用財産に係る土地及び建物等の価格について、決算書の計数と「財政のあらまし」第8表の計数とに差異が生じている状況となっている。</p> <p>このため、財務局においては、財政に関する事項を住民に公表する立場として、地方公営企業に係る高等の長に調書の作成を依頼する際には、条項及び各公計における財産に関する項目等に基つき計数を整理して提出するよう周知するとともに、公有財産の計数については、必要に応じて「財政のあらまし」第8表等にさらに注書きを付すこととするよう取組を図ることが望まれる。</p>
<p>9</p> <p>中央卸売市場</p>	<p>大田市場は、場の規模が大きく、また出入りする車両や人員の量が非常に多いなどの特性を持っており、警備業務において高い性能要件を要求される現場であることから、受託者による競争入札方式により契約を締結している。当たつては、総合評価方式の競争入札手続において、場は、入札価格等ほか各に各入札参加者が提出した事業提案書に基づき、受託者が即座に対応できるような、事故対応方法等が記載されている。</p> <p>そこで、事故対応方法等に關する周知及び訓練の状況について確認したところ、契約期間において実際に警備業務に従事することに対する実績の報告を受けしていないことが認められた。場は、総合評価方式による警備委託業務の性能要件の確保状況について確認することが望まれる。</p>

令和3年6月30日付で発行した「財政のあらまし」において、財政に関する事項を住民に分かりやすく公表するため、次のとおり措置を講じ改善を図った。

① 地方公営企業に係る局等の長に調書を作成を依頼する際、条項及び各公計における財産に関する項目等より周知した。【1-1-5】

② 一部適用事業用財産の計数は各財産別規定に基づき管理している場合であり、決算書の計数と一致しない場合がある旨、「1-1-5」第8表に書き加えた。【1-1-5】

③ 全部通用事業用財産の減価償却対価に統一した。【1-1-5】

<p>10</p> <p>交通局</p>	<p>災害時における都営地下鉄利用者への一時保護対策について</p>
<p>1</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p> <p>オ</p> <p>カ</p> <p>ク</p> <p>コ</p>	<p>2</p> <p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p> <p>オ</p> <p>カ</p> <p>ク</p> <p>コ</p>

局は、大規模地震等の災害発生時に、地下鉄駅構内において利用者を一時的に保護するために必要な災害対策用備品を、局が管理する都営地下鉄全10の駅に配備している。災害発生時における、局の都営地下鉄利用者への一時保護対策が、迅速かつ有効に行えるかを確認したところ、次の状況が認められた。

① 一時保護対策に当たって重要な駅設備の増設について、点検結果の報告は受け付けているものの、人員の程度がどの程度のものであるのか、修繕がいづつ実行されるかなどは把握していない旨、一時保護対策の実施に当たって重要な駅設備に関する情報について、各駅が、適時適切に把握する態勢が十分にとられていない。

② 停電時等の対応  
都営地下鉄の各路線は、複数の電流供給手段を確保しており、利用者への駅構内での一時待機を可能としている。一方、停電等により一時待機が困難となった場合は、非常用電源から稼働となった時間(2時間)内に利用者への一時待機を確保している。しかしながら、各駅構内での「異常時対応マニュアル」には、停電などにより一時待機が不可となる条件やその場合の対応に関する記載がなく、明確になっていない。

③ 災害対策用備品の一時待機場所への搬出方法等の検討  
大田駅、春日駅、日比谷駅及び三田駅を確保したところ、災害対策用備品を一時待機したところに当り、災害対策用備品の搬出が容易で、はなわ状況が見受けられたものの、災害対策用備品の配布手段・ルート等の具体的な想定・検討が十分になされていない。

④ 一時保護対策に係る訓練等  
局及び各駅は、様々な訓練を実施している。しかしながら、一時保護対策に係る訓練については、特定の駅で単発的に実施しているもの、各駅で実施する「日衛消防訓練」や「異常時訓練」においては、一時保護対策を内容としたものは行われていない。また、美田線を、連絡他社線の災害時の態勢を把握している状況が認められた。

⑤ 一時保護対策に重要な駅設備の増設について、建設工務部は、令和3年1月29日に開催した臨時区長会において、各駅に対して、詳細な説明を行った。また、駅設備の不具合が起きた場合などは、各駅に対して、設備の故障や修繕の対応等について、適時適切に情報提供を行うこと、総務部は、令和3年1月5日付で、停電等により駅設備が手前等について、異常時対応マニュアルに記載するよう事務連絡を提出した。電車部はこれを踏まえて、令和3年2月17日の臨時区長会にて、各駅に対して「異常時対応マニュアル」を改正し、異常時対策用備品の一時待機場所への搬出方法等について、電車部は、令和3年2月17日に開催した臨時区長会において、各駅に対して災害対策用備品保管場所、搬出経路、動線、配布方法等の再検討について指示した。これを契機として、全駅において令和3年6月までに、備品の一時待機場所への搬出方法など、一時保護対策の再検討を行った。

一時保護対策に係る訓練について、電車部は、上記の便付付録「1-1-5」を踏まえて、令和3年7月30日(11月)を策定し、対策訓練(標準手順書)16日付で行った。また、令和3年9月6日付で、本手帳等を活用して訓練を今年度実施した。電車部は、連絡他社線の災害時の体制を今年度実施した。また、令和2年12月25日付事務連絡より、各駅構内にて実施した。これを契機として、各駅構内は、連絡他社線を連絡各社線の災害時の体制について確認した。【1-1-5】





〔令和2年度各会計歳入歳出決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要	
17	総務局	1	物品が通入 登録と なっているもの	物品1点(特種用途自動車)が通入に登録されている。	通入に登録されていた物品について、令和3年8月3日に物品管理システムで所属機を削除した。なお、同日に陸橋局にて当該物品が所属機を登録されたことを確認した。 【1-ウ】時に物品管理システムで登録又は削除する物品について、因幡部局と十分な連絡調整を行うとともに、現物照合を求めた実際の物品との整合について経理担当内で複数チェックを実施することとした。また、所属の事務システムでこの旨を担記・修正した。 【2-ウ】物品管理システムの入力整理期間内の登録について依頼する際には、登録内容の確認等の徹底について改めて周知するとともに、必要な所管機を系統し、年度末を避け、速やかに行うよう、依頼して行く。 また、局内における近年の決算審査指導事例について、メールにて周知し、今後、同様な過入登録等がないよう注意喚起を図った。 【2-エ】
		2	債権が計上 漏れと なっているもの	債権2万円(駐車場の敷金)が計上漏れとなっている。	令和3年10月27日に、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。 【1-ウ】債権増減異動通知書の提出に当たっては、担当と課長代理による複数チェックを徹底するとともに、今年度まできたる場合であっても遺漏なくつき処理を行っていくことを徹底した。また、上記契約書については、特に解除の申出がない限り毎年自動更新となることから、契約書と債権金額について最新た。契約書の添付の際には、本台帳による確認も併せて行う。 【2-ウ】

19	オリエンゼン ク・パワ ンビック ク局	1	土地建物の 収入滞り 及び 過大な計上 並びに 貸料の滞り 及び 滞り が 計上 されているもの	(ウ) 使用料及手数料(埋) 使用料(埋) 使用料(埋) 短期使用料において、土地建物の滞り収入滞り及び収入滞りが計上され、848万7,505円過入に計上され、(ウ) 財庫収入(項) 埋庫運用収入(項) 財庫貸付収入において、建物賃料滞りの滞り収入滞りが同額過入に計上されている。
		2	普通財産に係る施設使用料の滞り処理の際、科目取りが生じた原因について入会施設部は、携帯電話基地局設備のための施設は、行政財産の2施設でも行われていたため、行政財産と同じ科目を用いて処理してしまったことが一因であることを確認した。 このことから部は、再発防止策として、①当該施設が普通財産であることについて、担当者をはじめ部全体で留意して、確認を行うこと、②起案の段階で、事業所管の事務担当者、課長代理及び部内経理担当にて、複数チェックを徹底すること、③事務処理に当たっては、あらかじめ内容を確認するための十分な時間を考慮したスケジュールを設定し、管理職による進捗管理を行うことなどの取組を行う。 【2-ウ】部は、今回の指摘内容と併せて再発防止策について、令和3年9月7日に開催した課長代理会で、周知徹底を行った。これらの取組を通じて適正な処理を行っている。 【2-エ】	
20	都市警備局	1	商標権2件(スマー ズロゴほか 1件)が登録漏れ となっているもの	令和3年6月1日、登録漏れとなっていた商標権2件を財庫情報システムに登録した。 令和3年10月29日、公有財産増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。 【1-ウ】本件事例について、都市基盤部は令和3年9月10日付事務連絡「適切な財産計上に向けての対応について(依頼)」を文書送付により周知し、部内に注意喚起を図った。 【2-エ】
		2	物品4点(振動 乗用車等) が登録漏れ となっているもの	登録漏れとなっていた物品4点について令和3年9月8日に、物品管理システムに係る支出命令書の回付において、物品登録確認書を必ず添付し、部及び局経理担当者との複数チェックを行うこととし、令和3年9月6日の庶務担当課長会において本件対応について局内周知した。 【2-ウ、2-エ】
22	環境局	1	債権が過大 計上 されているもの	債権5,000万円(東京都住宅向け地域冷暖房効率向上支援貸付金)が過入に計上されている。
		2	令和3年10月25日、債権増減異動通知書を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。 【1-ウ】債権増減異動通知書の回付の際には必ず債権増減資料を添付し、部及び局経理担当者との複数チェックを行うこととし、令和3年9月6日の庶務担当課長会において本件対応について局内周知した。 【2-ウ、2-エ】	

23	福祉保健局	還付未済額及び収入未済額が通入計上となっているもの	(款) 分相金及負担金(項) 負担金(目) 福祉保健費負担金において、還付未済額及び収入未済額が各275万4,450円(通入)に計上されている。	過人に計上されていた還付未済額及び収入未済額275万4,450円について、令和3年7月29日に、財務会計システムにより更正処理を行った。 【1-ウ】 令和3年9月10日付事務連絡及びび開口開催の管理担当課長(代理)において、指図内容について部と各児童相談所間で情報共有するとともに、会計処理について不明点がある場合には、速やかに連絡するよう周知徹底を行った。 【2-エ】
24	福祉保健局	作権が通入計上となっているもの	債権254万8,758円(看護部等修学資金貸付金ほか1件)が通入に計上されている。	令和3年10月27日、債権増減表(勘定科目)を会計管理者へ提出し、修正手続を行った。 【1-ウ】 【看護部等修学資金貸付金】 債権増減表(勘定科目)の作成に当たり、確認作業を作成し、改めて担当職員内で複数チェックを行うよう体制整備を行った。 【2-ウ】 【女性福祉資金貸付金】 債権増減表(勘定科目)の作成に当たり、勘定科目の集計表において、前回債権増減表(勘定科目)の数値とずれが生じたかどうかを判定するチェック欄を設け、注意を促すことにより再発防止を図った。 【2-ウ】
25	産業労働局	課定額及び収入未済額が通入計上となっているもの	(款) 使用料及手数料(項) 使用料(目) 産業労働使用料において、課定額及び収入未済額が各6,500円(通入)に計上されている。	東京都立保健医療能力強化センター(江戸川校)は、過人に計上されていた課定額及び収入未済額6,500円(通入)について、令和3年7月2日に、財務会計システムにより更正処理を行った。 【1-ウ】 江戸川校は、一旦に課定登録することとが無いように庶務担当と事業担当との複数チェックを徹底することとし、再発防止に努めた。 【2-ウ】 また「収入未済一覧確認表」を作成し、財務会計システムで収入未済一覧表の確認漏れがないよう徹底し、再発防止に努めた。 【2-ウ】 局は、令和3年8月27日付事務連絡で局内に当該指摘事例及び適正な処理について周知し、類似事務を扱う他の所属に対しては再発防止を図った。 【2-エ】 雇用就業部は、令和3年9月10日付事務連絡で所管する事業所に対し監査の結果を周知し、再発防止を図った。 【2-エ】

26	産業労働局	出資による権利が登録漏れとなっているもの	出資による権利1,727万6,423円(公財)東京都豊林水産振興財団出せん金(分収林経営安定基金第1期)ほか1件)が登録漏れとなっている。	出資による権利で登録漏れとなっていた2件(1,727万6,423円)について、いずれも令和3年8月2日に財務情報システムで修正処理を行った。 【1-ウ】 豊林水産振興は、令和3年8月2日に、団体から出せん金に関する報告があった際、確認を徹底するよう部内で注意喚起を図った。また令和3年8月18日に、(公財)東京都豊林水産振興財団に対して、報告に当たっては確認を徹底するよう周知を図った。 【2-エ】 出せん金(分収林)については、財団と令和3年9月27日付けで出せん金契約に関する協定を交わし、消費税の取扱いについて事務処理手続を定めた。 【2-エ】 局は、令和3年8月27日付事務連絡で局内に当該指摘事例及び適正な処理について周知し、類似事務を扱う他の所属に対しては再発防止を図った。 【2-エ】
27	建設局	土地が登録漏れとなっているもの	土地708.94㎡(多摩都市計画道路3・1・6号線事業用地ほか1件)が登録漏れとなっている。	南多摩東部建設事務所は、登録漏れとなっていた土地708.94㎡について、令和3年7月29日に財産情報システムに登録した。 【1-ウ】 道路区域外の行旅財産である土地について、道路区域輸入済みであると誤認して財産情報システム上の登録漏れが生じたことから、上記土地の登録漏れが生じた。 そのため、道路区域外の行旅財産である土地を道路区域に輸入した際のシステム処理を行うに当たっては、根拠資料との照合を行い、担当者及び課長代理による複数チェックを徹底することとした。令和3年8月27日に、行った担当内打合せにおいて、これらの手順をまとめて、財務局発行の財産情報システム操作マニュアルに、複数名チェックシステムを行う旨を令和3年8月30日に先書きで追記し、限内に保管した。 【2-ウ、2-エ】



32	教育庁	<p>① (款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 納付金において、調定額が79万8,707円過大に計上されている。        ② (款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 納付金において、収入未済額が79万8,891円過大に計上されている。        ③ (款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 納付金において、還付未済額が184円過大に計上されている。</p>	<p>過大に計上されていた調定額及び収入未済額のうち、3万3,520円については令和3年7月1日に、76万5,187円については同月15日より更正処理を行った。        また、過大に計上されていた収入未済額及び還付未済額184円について、令和3年7月15日に、財務会計システムにより更正処理を行った。</p> <p><b>【1-7】</b>        再発防止の取組として、調定額及び収入未済額が過大に計上されていた件については、給与担当者が①繰入調定時に、起案文書・繰入調定登録書・チェックリストの3点の金額が合っていることを必ず複数チェックにより確認する。②教育政策課から繰入予算累計照会を入手し、調定額の確認を行う。③既存の事務マニュアルに事務処理の流れを詳細に明記するとともに、年度末において、確実に引継ぎを行うこととした。</p> <p>収入未済額及び還付未済額が過大に計上されていた件については、給与担当者が①繰入調定時、登録書及び取消書について、起案文書・支出命令書・調定登録書及び過払納登録書の4点の金額との整合性を複数チェックにより必ず行う。②既存の特例処理マニュアルに点検項目の追加を行い、事務処理のチェック欄が起きないよう改善を図った。</p> <p>また、以上のことについて、所管担当及び該当所管理において協議し今後徹底することを確認した。</p> <p><b>【2-7】</b></p>																			
				<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>ア</td> <td>イ</td> <td>ウ</td> <td>エ</td> <td>オ</td> <td>カ</td> <td>キ</td> <td>ク</td> <td>ケ</td> <td>コ</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ア</td> <td>イ</td> <td>ウ</td> <td>エ</td> <td>オ</td> <td>カ</td> <td>キ</td> <td>ク</td> <td>ケ</td> <td>コ</td> </tr> </table>	1	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	2	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
1	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ												
2	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ												

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 五〇円  
 六、六〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

